

パッシブ・アクティビティ・ロス（受動的活動に係る損失）（内国歳入法 Sec. 469）

1986年改正までは一定の場合（純キャピタル・ロスの控除等）を除いて特定の事業活動からの損失を他の事業活動の所得から控除することを一般的には制限していなかった。86年改正においてタックス・シェルター防止のため受動的活動に係る損失は、他の種類の所得（例えば、給与、利子、配当）から控除出来ない、また受動的活動に係る税額控除についても、受動的活動から生じた税に限ることとなった。一般的には、受動的活動に係る損失が受動的活動に係る所得を超える部分については、後年度における受動的活動に係る控除額として繰り越される。

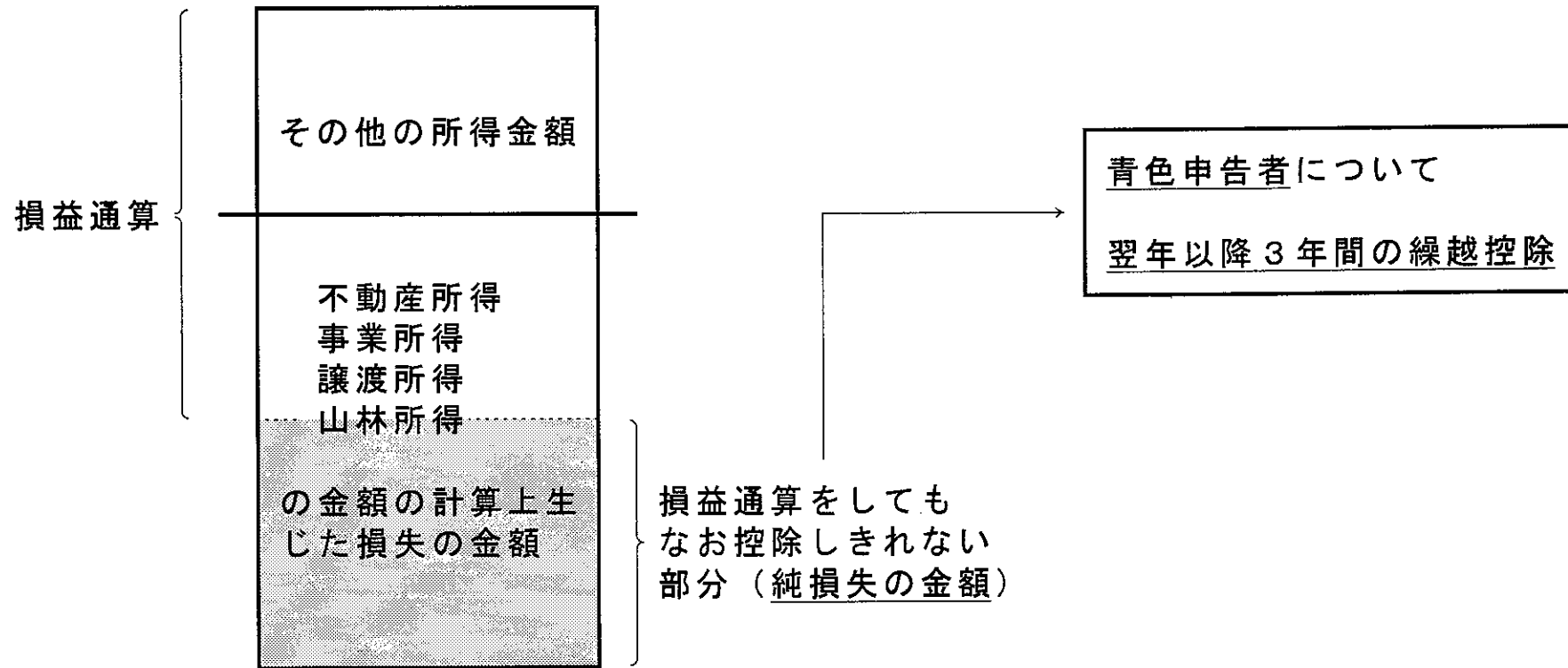
パッシブ・アクティビティー（受動的活動）とは納税者が実質的に関与していない事業及び取引である。レンタル活動については、実質的な関与の有無に関わらず、受動的活動と見なされる。ただし、不動産のレンタル、不動産事業者については特別規定がある。リミテッド・パートナーシップに係る損失、貸付についてはパッシブ・アクティビティに係るものとして扱われる。「実質的な事業への関与」については、「500時間以上事業に関与しているか」等様々なテストのうち一つを満たす必要がある。

パッシブ・アクティビティーの規定が適用されるのは、個人、遺産、信託、個人サービス会社等である。ポートフォリオに係る所得については、受動的所得に係る所得として扱われない。

（参考）「実質的な関与」の要件

- (1) 500時間以上参加している。
- (2) 相当程度においてあらゆる活動に参加している。
- (3) 100時間以上参加しており、これが他の如何なる者の参加よりも少なくない。
- (4) 活動が「有意な参加活動」であり、500時間以上に達していること。
- (5) 当該年度に先行する10年のうち5年間活動に参加している。
- (6) 活動が「個人的サービス活動」であり、当該年度に先行する3年間事業に参加している。
- (7) 納税者が規則的、連続的、実質的に参加したことを示すことを要求する事実・状況に関するテストを満足していること
- (8) リミテッドパートナー、特定の退職農夫又は障害をもった農夫、個人サービス会社等の実質的参加の決定には特別規定が適用される。

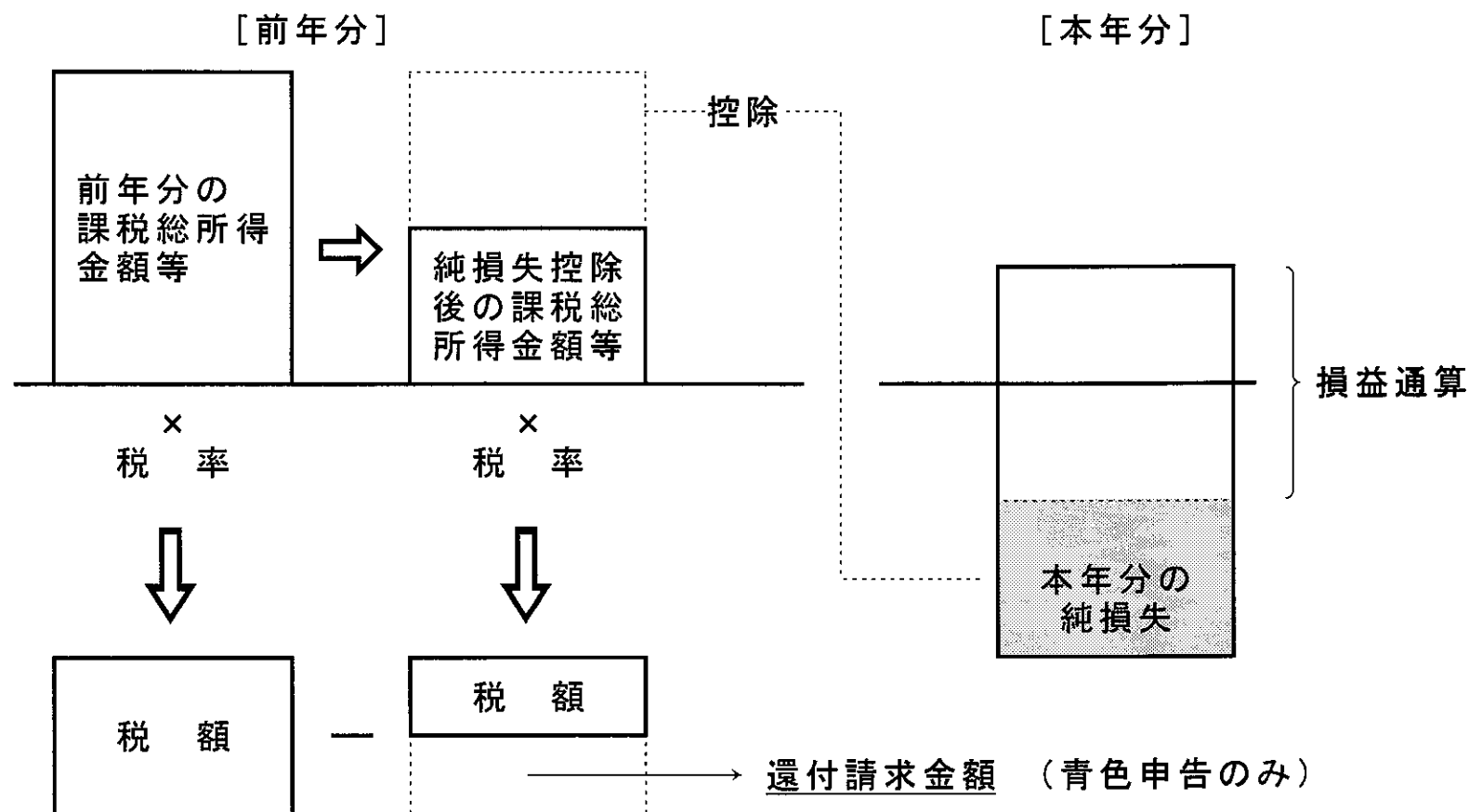
純損失の繰越控除制度の概要



- この繰越損失は、総所得金額等の計算上控除することとされる。
- この純損失の繰越控除は、確定（損失）申告により行う。
- 純損失の金額のうちに被災事業用資産の損失又は変動所得の金額の計算上生じた損失の金額がある場合には、白色・青色を問わず、翌年以降3年間の繰越控除が認められる。

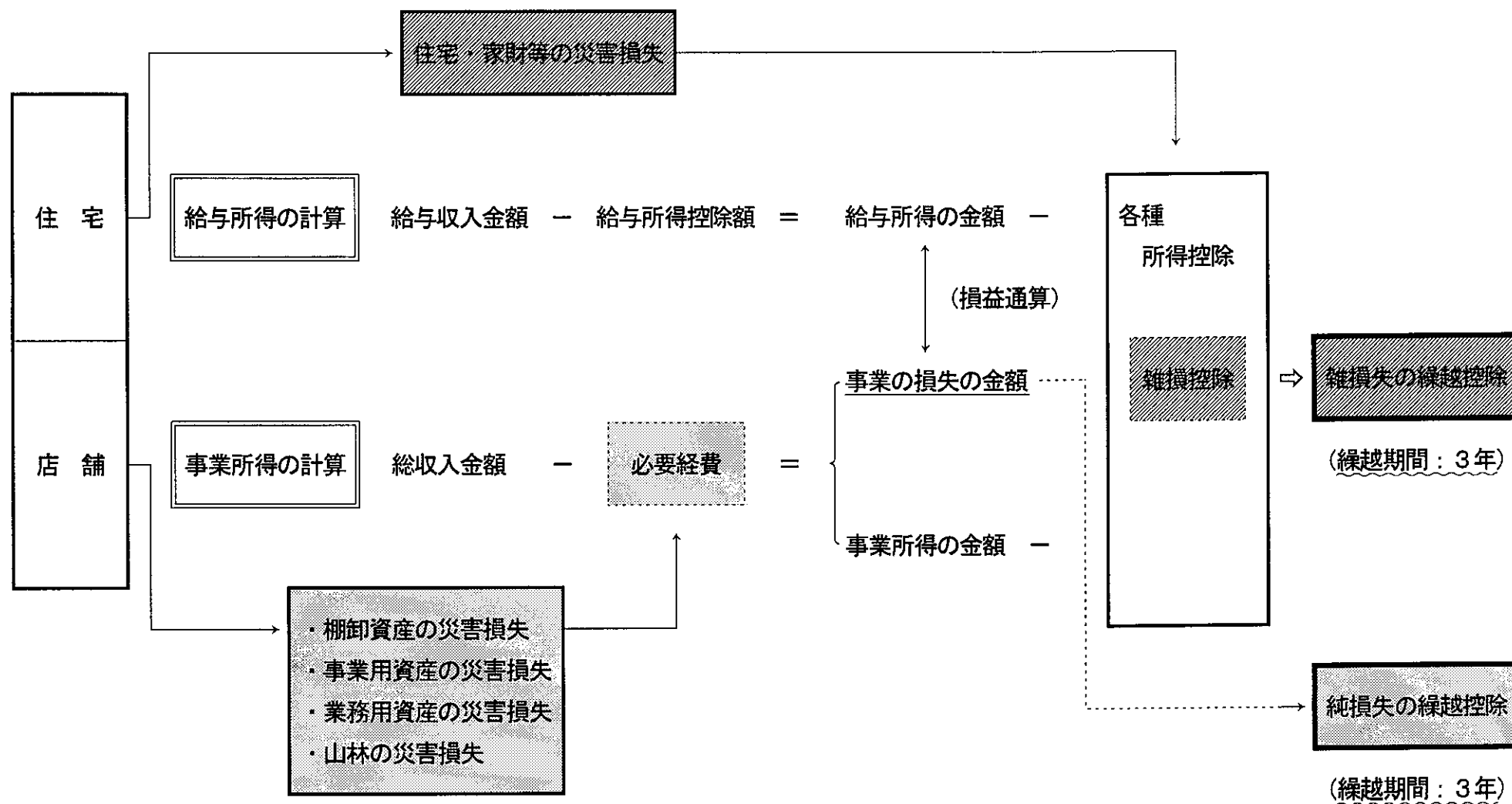
（注）被災事業用資産の損失の額＝棚卸資産、事業用の固定資産等又は山林の災害による損失の額

純損失の繰戻しによる還付の請求の概要（所得税）



- 還付請求金額は、前年分の実際の所得税額を限度とする。
- 還付請求は、その年分の申告書提出と同時に行う。
- この還付請求の制度は、その年の前年分において青色申告書を提出している場合であって、その年分の青色申告書を期限内に提出した場合に限って適用される。

雑損控除等の概要（イメージ）



特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失等の繰越控除（いわゆる“エンジェル税制”）の概要

- 個人投資家（エンジェル）が中小ベンチャー法に規定する特定中小会社の株式を取得し、上場等の日の前日までに譲渡による損失が生じた場合に、翌年以後3年間、申告分離課税の株式譲渡益から繰越控除を認める特例。

（注）中小ベンチャー法に規定する「特定中小会社」の要件

新たな産業分野の開拓に資する創造的事業活動を行う蓋然性の高い中小企業者である株式会社で、

- ① 設立以後5年以内で、相当程度の研究開発を行っている会社

（試験研究費・開発費の売上高に占める割合が3%超等）

又は

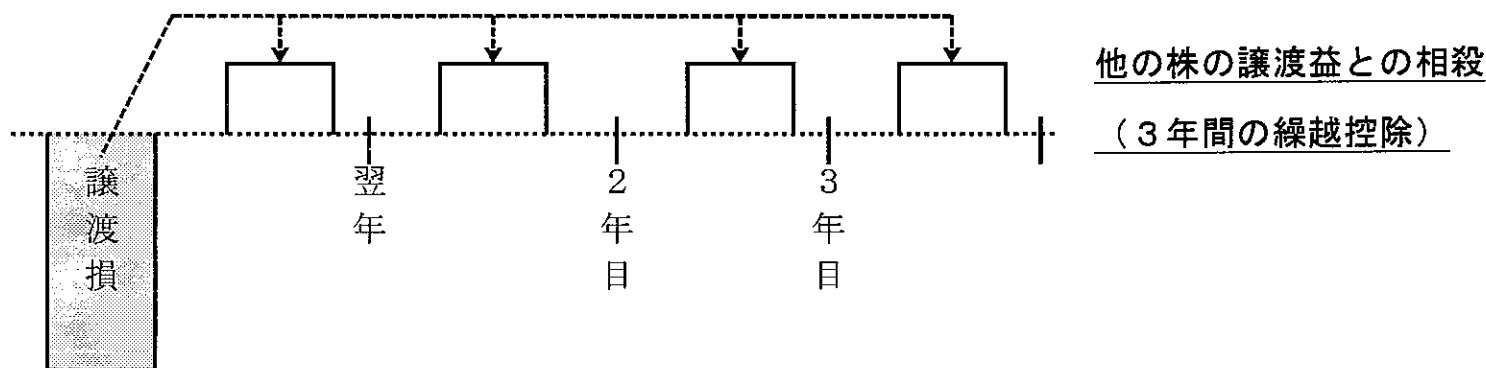
設立以後1年以内で、研究者数が従業員の10%以上を占める会社

- ② 店頭登録・上場会社でないこと、大企業の子会社でないこと

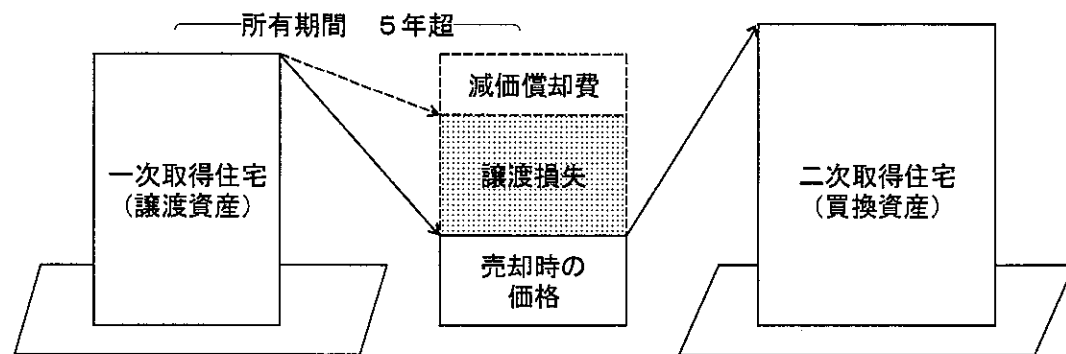
- ③ 同族株主以外の保有する株式の割合が、出資後時点で3分の1を超えるものであること 等

- ④ 風俗営業等を行うものでないこと

[イメージ図]



居住用財産の買換えの場合の譲渡損失の繰越控除制度



個人が居住用財産の譲渡損失の金額を有する場合には、買換資産に係る住宅借入金等を有する等の一定の要件の下で、その譲渡損失の金額について譲渡損失が生じた年の翌年以後3年内の各年分（合計所得金額が3,000万円以下の年分に限る。）の総所得金額等からの繰越控除が認められる。

〔主要要件〕

- ①対象となる譲渡資産 譲渡年の1月1日において所有期間が5年超の居住用家屋及びその敷地等
- ②対象となる買換資産
 - イ 自己の居住用家屋（床面積50㎡以上 240㎡以下）及びその敷地
⇒【11年度改正後】50㎡以上
 - ロ 譲渡年の1月1日から翌年12月31日までの間に取得をして、取得日からその翌年12月31日までの間に自己の居住の用に供すること又は供する見込みであることが必要。
- ③住宅借入金等要件 譲渡年の一定の日において譲渡資産の取得に係る一定の住宅借入金等があること、かつ、繰越控除の適用年の年末において買換資産の取得に係る一定の住宅借入金等があること
- ④敷地に係る譲渡損失の金額 500㎡超の敷地に対応する部分の譲渡損失の金額は繰越控除の対象とならない。
- ⑤住宅ローン減税との選択制⇒【11年度改正後】住宅ローン減税との併用制
- ⑥適用期限 平成10年1月1日～平成12年12月31日

○ 譲渡損失の金額のうち、他の所得と損益通算をしてもなお引ききれない金額については、

(10年度改正前)

- ・ 翌年以降の所得計算には反映されない。
- ・ 買換資産について住宅取得促進税制の適用が可能。

↓

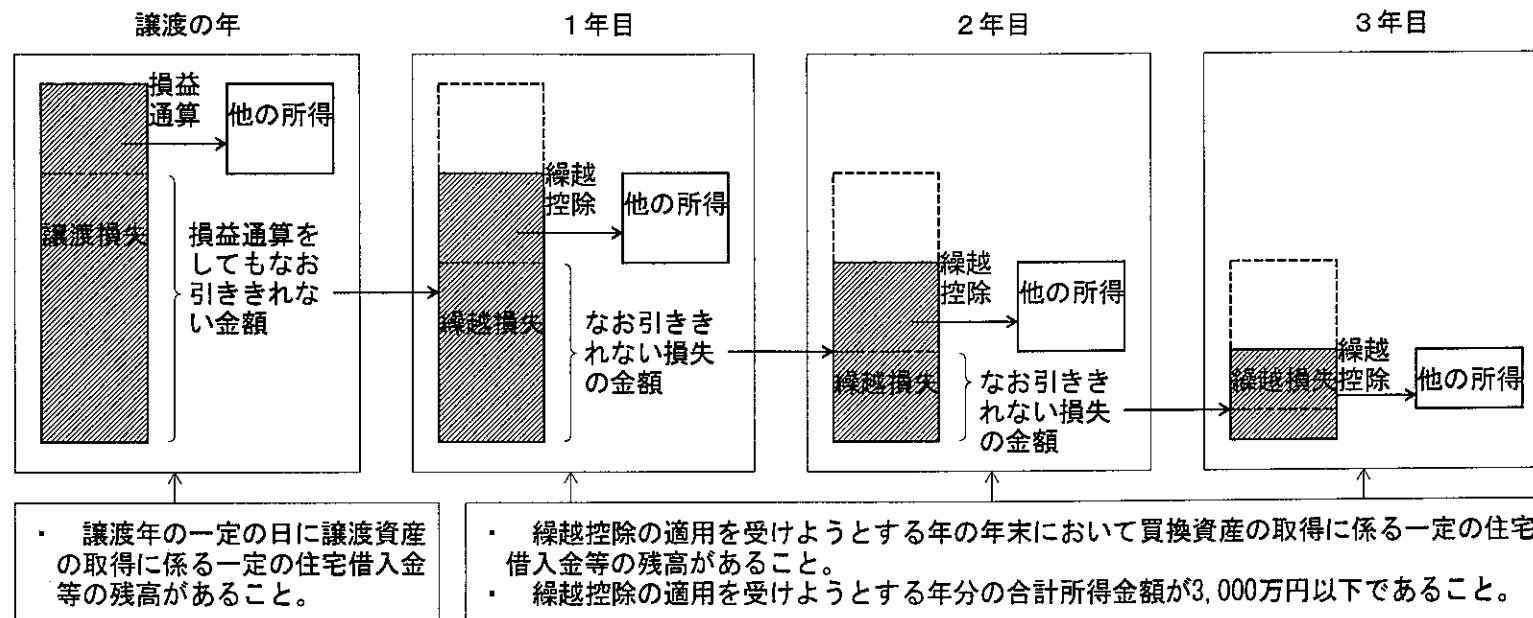
(10年度改正後)

- ・ 翌年以降3年間にわたって繰り越すことが可能

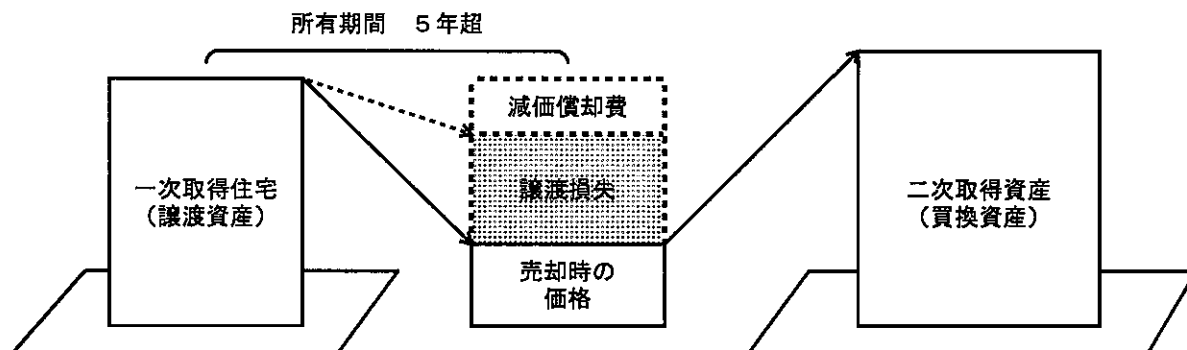
- ・ 繰越控除を選択した場合には、住宅ローン減税の適用はない。

↓

【11年度改正後】住宅ローン減税との併用可。



居住用財産の買換えの場合の譲渡損失の繰越控除制度（個人住民税）

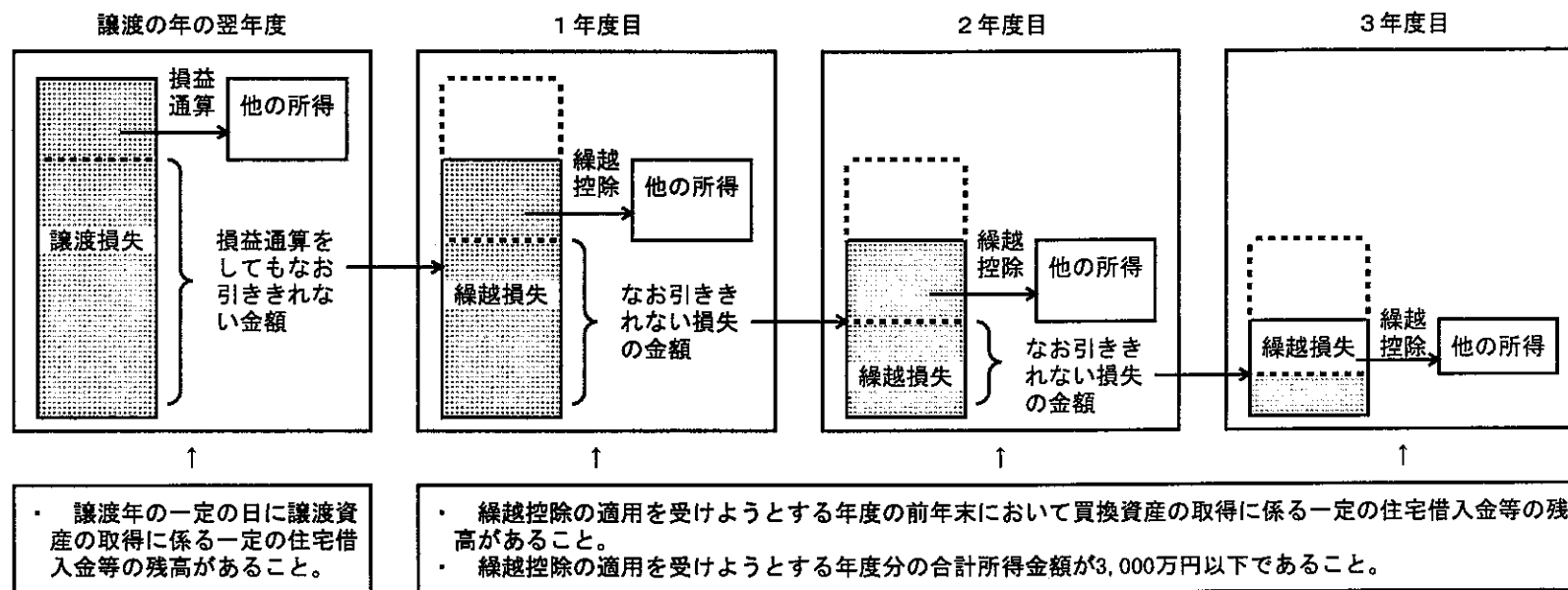


個人が居住用財産の譲渡損失の金額を有する場合には、買換資産に係る住宅借入金等を有する等の一定の要件の下で、その譲渡損失の金額について譲渡損失の生じた年の翌々年度以後3年度内の各年度分（合計所得金額が3,000万円以下の年度分に限る。）の総所得金額等からの繰越控除が認められる。

（主な要件）

- ①対象となる譲渡資産 所有期間5年超の居住用家屋及びその敷地等
- ②対象となる買換資産
 - イ 自己の居住用家屋（床面積50㎡以上）及びその敷地
 - ロ 譲渡年の1月1日から翌年12月31日までの間に取得をして、取得日からその翌年12月31日までの間に自己の居住の用に供すること又は供する見込みであることが必要。
- ③住宅借入金等要件 譲渡年の一定の日において譲渡資産の取得に係る一定の住宅借入金等があること、かつ、繰越控除の適用年度の前年末において買換資産の取得に係る一定の住宅借入金等があること
- ④敷地に係る譲渡損失の金額 500㎡超の敷地に対応する部分の譲渡損失の金額は繰越控除の対象とならない。
- ⑤適用期限 平成11年1月1日～平成12年12月31日

○ 譲渡損失の金額のうち、他の所得と損益通算をしてもなお引ききれない金額については、翌々年度以降3年度間にわたって繰り越すことを認める。



変動所得及び臨時所得の平均課税

1. 変動所得及び臨時所得の平均課税の概要

変動所得又は臨時所得は、いずれも経常的に発生する所得ではないから、これを毎年経常的に発生する所得と同様の方式で課税すると、所得税が超過累進税率による課税を建前としているところから、経常的な所得に比べて過重な負担を強いる結果となる。そこで、このような臨時的な所得については、一定の要件に該当している場合には、いわゆる5分5乗方式による税額計算を行うことにより、超過累進税率を緩和し税負担を軽減する措置が講じられている。

2. 変動所得及び臨時所得の範囲

変動所得とは、事業所得や雑所得のうち、漁獲又はのりの採取から生ずる所得、はまち、まだい、ひらめ、かき、うなぎ、ほたて貝若しくは真珠（真珠貝を含む。）の養殖から生ずる所得、原稿又は作曲の報酬に係る所得及び著作権の使用料に係る所得をいう。

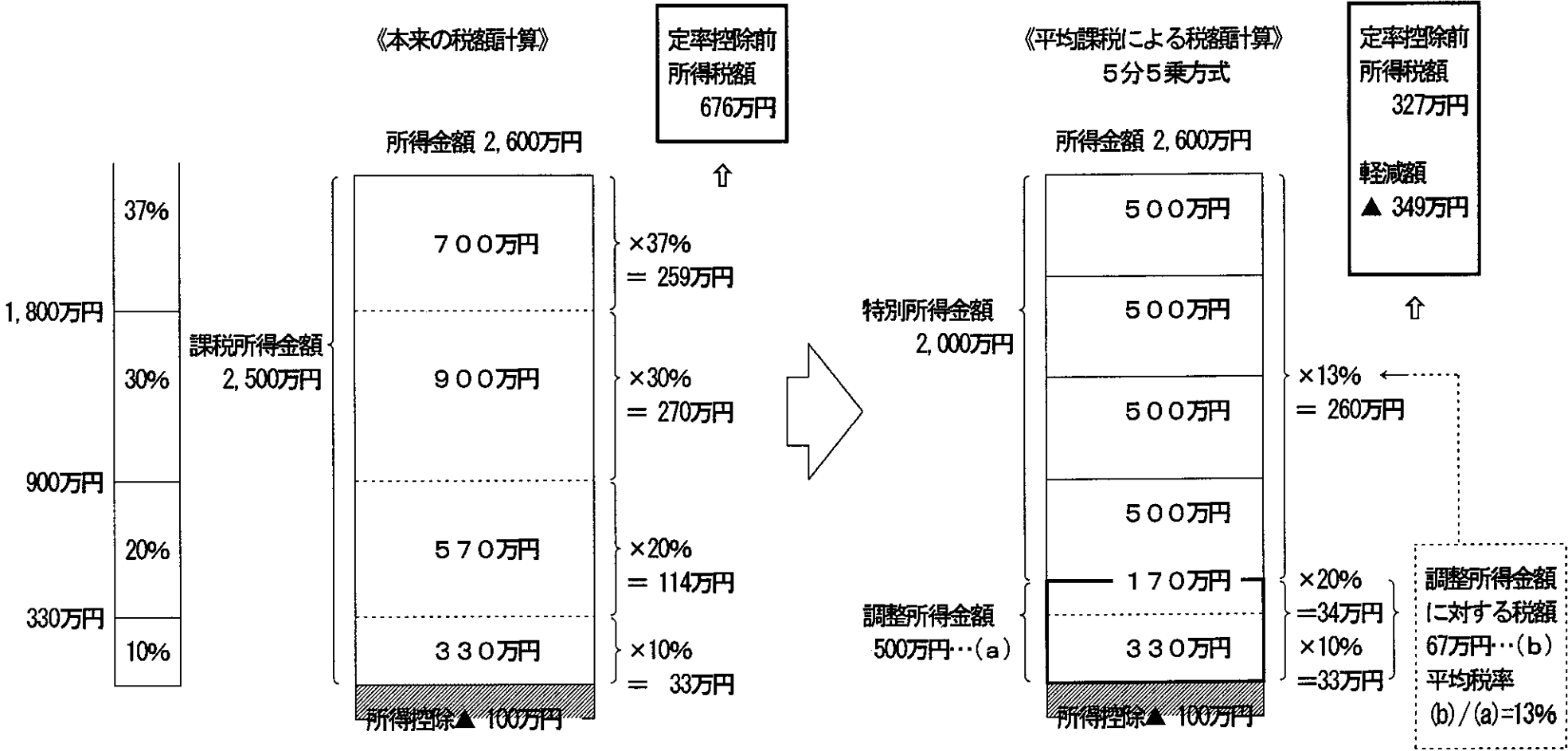
臨時所得とは、事業所得や不動産所得、雑所得のうち、役務の提供を約することにより一時に取得する契約金に係る所得その他の所得で臨時に発生するもので、次の所得やこれらに類する所得をいう。

- ① 土地や家屋などの不動産、借地権や耕作権など不動産の上に存する権利、船舶、航空機、採石権、漁業権、特許権、実用新案権などを3年以上の期間他人に使用させることにより、一時に受ける権利金や頭金などで、その金額がその契約による使用料の2年分以上であるものの所得
- ② 公共事業の施行などに伴い事業を休業や転業、廃業することにより、3年以上の期間分の事業の所得などの補償として受ける補償金の所得
- ③ 鉱害その他の災害により事業などに使用している資産について損害を受けたことにより、3年以上の期間分の事業の所得などの補償として受ける補償金の所得
- ④ プロ野球選手などが、3年以上の期間特定の者と専属契約を結ぶことにより、一時に受ける契約金で、その金額がその契約による報酬の2年分以上であるものの所得

変動所得及び臨時所得の平均課税 (具体的な税額計算の例)

(設例) プロ野球選手の契約金

- ・ 本年分の臨時所得の金額 2,600万円 (他の所得なし)
- ・ 前年分、前々年分の所得なし
- ・ 所得控除 100万円



法定資料の種類

○ 納税義務者本人以外の第三者から提出されるもの

I 利子等、配当、収益の分配等に関するもの

- 1 利子等の支払調書
- 2 国外公社債等の利子等の支払調書
- 3 配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書
- 4 国外証券投資信託又は国外株式の配当等の支払調書
- 5 ユニット型証券投資信託収益の分配の支払調書
- 6 オープン型証券投資信託収益の分配の支払調書
- 7 株式の消却等の場合の支払調書
- 8 利益又は剰余金をもって株式又は出資の消却をした場合の支払調書
- 9 利益積立金額の資本等の組入れの場合の支払調書
- 10 清算中の法人が継続した場合等の支払調書
- 11 名義人受領の利子所得の調書
- 12 名義人受領の配当所得の調書

II 不動産、株式等の譲渡の対価等に関するもの

- 13 不動産等の譲受けの対価の支払調書
- 14 株式等の譲渡の対価の支払調書
- 15 譲渡性預金の譲渡等に関する調書
- 16 株式譲渡請求権又は新株引受権の付与に関する調書
- 17 特定株式又は承継特定株式の異動状況等に関する調書
- 18 特定短期国債等の譲渡対価の支払調書

III 給付補てん金、利益の分配、償還金、生命・損害保険契約等に関するもの

- 19 定期積金の給付補てん金等の支払調書
- 20 匿名組合契約等の利益の分配の支払調書
- 21 生命保険契約等の一時金の支払調書
- 22 生命保険契約等の年金の支払調書
- 23 損害保険契約等の満期返戻金等の支払調書
- 24 損害保険契約等の年金の支払調書

25 無記名割引債の償還金の支払調書

26 特定短期国債等の償還金の支払証書

IV 報酬等、使用料等、給与、退職金、公的年金等に関するもの

- 27 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書
- 28 損害保険代理報酬の支払調書
- 29 不動産の使用料等の支払調書
- 30 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書
- 31 給与所得の源泉徴収票（住民税：給与支払報告書）
- 32 退職所得の源泉徴収票（住民税：退職所得の特別徴収票）
- 33 公的年金等の源泉徴収票（住民税：公的年金等支払報告書）

V 非居住者等に関するもの

- 34 非居住者等に支払われる人的役務提供事業の対価の支払調書
- 35 非居住者等に支払われる不動産の使用料等の支払調書
- 36 非居住者等に支払われる借入金の利子の支払調書
- 37 非居住者等に支払われる工業所有権の使用料等の支払調書
- 38 非居住者等に支払われる機械等の使用料の支払調書
- 39 非居住者等に支払われる給与、報酬、年金及び賞金の支払調書
- 40 非居住者等に支払われる不動産の譲受けの対価の支払調書

VI その他

- 41 信託の計算書

○ 納税義務者本人から提出されるもの

- 42 収支内訳書
- 43 開業等の届出
- 44 給与等の支払をする事務所の開設等の届出
- 45 事業所得等に係る総収入金額報告書
- 46 財産債務明細書

青色申告者と白色申告者の記帳制度の対比

区 分 項 目	青 色 申 告 の 場 合	白 色 申 告 の 場 合
1. 記帳義務		
(1) 対象者	青色申告者全員	前々年分又は前年分の事業所得等の金額が300万円を超える者
(2) 記帳方法	帳簿書類を備え、資産、負債及び資本に影響を及ぼす一切の取引を正規の簿記の原則に従い、記録しなければならない（原則）。 ただし、別途大蔵大臣の定める簡易な記録の方法及び記載事項によることができる（簡易方式）。 また、前々年分の事業所得等の金額が300万円以下の者については、現金主義による記帳及び所得計算ができる。	帳簿を備え、総収入金額及び必要経費に関する事項を左の簡易方式よりもさらに簡易な方法により、記録しなければならない。
2. 記録保存		
(1) 対象者	青色申告者全員	事業所得者等で前々年分又は前年分の確定申告書又は総収入金額報告書を提出したもの及び決定を受けたもの
(2) 保存期間	帳簿、決算関係書類 7年 現金預金取引等関係書類 7年 その他の証ひょう書類 5年 （前々年分の事業所得等の金額が300万円以下の者は5年）	記録義務に基づいて作成した帳簿 7年 その他の帳簿書類 5年
(3) 保存方法の特例	- 電子計算機を使用して作成する帳簿書類については、税務署長等の承認を受けたときは、一定の要件の下で、電子データ又はCOMによる保存ができる（平成10年7月1日施行）。 6・7年目の保存については、一定の要件の下で、撮影タイプのマイクロフィルムを保存する方法によることができる（一部の書類については、追加された要件の下で、同タイプのマイクロフィルムにより、4・5年目の保存が可（平成10年7月1日施行））。	
3. 確定申告書に添付する書類		
(1) 添付すべき者	青色申告者全員	事業所得者等で確定申告書を提出するもの
(2) 添付書類及び記載事項	貸借対照表、損益計算書その他事業所得等金額又は純損失の金額の計算に関する事項を記載した収支明細書 ただし、簡易方式により帳簿の記載をしている場合には、貸借対照表の添付は要しない。	総収入金額及び必要経費の内容を記載した収支内訳書
4. 総収入金額報告書		
(1) 提出義務者	事業所得等に係る総収入金額が、3,000万円を超える者（確定申告書を提出した者を除く。）	
(2) 記載事項	事業所得等に係る総収入金額の合計額その他参考となるべき事項	

(注) 住民税においては、事業所得者等で前々年中又は前年中の所得について所得割を課されたものが記録保存の対象者とされ、また、市町村長が賦課徴収に必要と認めるものについて収支内訳書を添付させることができる。

(未定稿)

主要先進国における記帳・帳簿等保存義務

項 目	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス
記帳義務	○ 納税者(農業従事者及び給与所得者を除く。)は、継続的な記帳又は記録を行う義務がある。 ○ 農業従事者及び給与所得者には記帳義務はないが、税務署長が正しい所得税額を決定するに足る記録を行わなくてはならない。	○ 事業者等には、帳簿等保存義務の一環として記帳義務が課されている。	○ 商人等に記帳義務がある。 ○ 上記以外の営業者、農林業者のうち、売上高等が一定額を超える者について記帳義務がある。	○ 商工業者については記帳義務がある。なお、売上高が一定額以下の者については記帳義務の内容が緩和されている。 ○ 農林業者で一定の売上高以上の者、自由職業所得者で一定の規模以上の者についても記帳義務が課されている。
帳簿等保存義務	○ 納税者は、申告書において報告する所得・利益・損失・控除・前払金等を証明する関連資料(帳簿等を含む)を課税庁の要求に応じて随時提出すべき義務を負う。(結果として保存期間は永久となる。)	○ 確定申告書の提出義務者は、申告内容を基礎付ける資料の保存義務を負う。資料の保存期間は、事業者等は、事業上の金銭・商品等授受の明細を記載した帳簿を含めて6年間、その他の者は2年間でされている。	○ 租税申告書の提出義務者は、帳簿及びその他の必要な記録を保存する義務を有する。保存期間は、帳簿については10年間、その他の原始帳票等については6年間でされている。	○ 確定申告書の提出義務者は、帳簿及びその他の必要な記録を保存する義務を有する。保存期間は6年間でされている。
義務違反の場合の制裁	○ 故意に記帳を怠り又は帳簿等保存義務に違反した者は、罰金又は1年以下の懲役に処せられる。	○ 帳簿等保存義務に違反した者には罰課金が課される。	○ 故意又は過失によって不正な記帳を行い又は記帳を怠り、因って租税の通脱等の危険性を発生させた者は、秩序違反として過料を課される。 ○ 記帳不備・帳簿等保存義務違反がある場合、推計課税を行うことが可能となる。	○ 帳簿等保存義務に違反した者に対しては、罰金が課される。

(備考) なお、主要諸外国には、日本のような総収入申告制度はない。